

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次の表のように改正する。  
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(警察署長の駐車許可)</p> <p><b>第7条の5</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、<u>運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(以下「運転免許証等」という。)</u>の写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の運転記録証明書</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けているときは、<u>運転免許証等</u>の写しを添付して、前項の規定に基づく住民票の写しの添付に代えることができる。</p> <p>(緊急自動車運転資格審査の申請等)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 公安委員会は、審査に合格した者の<u>運転免許証等</u>に当該合格に係る事項を記載又は記録(以下この条において「<u>記載等</u>」という。)するものとする。</p> <p>3 審査に合格した者が<u>運転免許証等</u>を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したため<u>運転免許証等</u>の再交付を受け、又は異なる種類の免許を取得し新たな運転免許証の交付若しくは免許情報記録個人番号カードへの<u>記録</u>を受け、前項の<u>記載等</u>を必要とする場合は、公安委員会が審査の合格を確認の上、この<u>記載等</u>を行うものとする。この場合</p>	<p>(警察署長の駐車許可)</p> <p><b>第7条の5</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 当該車両の運転手の運転免許証</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の運転記録証明書</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けているときは、<u>運転免許証</u>の写しを添付して、前項の規定に基づく住民票の写しの添付に代えることができる。</p> <p>(緊急自動車運転資格審査の申請等)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 公安委員会は、審査に合格した者の<u>運転免許証</u>に当該合格に係る事項を記載するものとする。</p> <p>3 審査に合格した者が<u>運転免許証</u>を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したため<u>運転免許証</u>の再交付を受け、又は異なる種類の免許を取得し新たな運転免許証の交付を受け、前項の<u>記載</u>を必要とする場合は、公安委員会が審査の合格を確認の上、この<u>記載</u>を行うものとする。この場合において、他の都道府県公安委員会が行った審査に合格</p>

において、他の都道府県公安委員会が行った審査に合格した者は、別記様式第7の10の申請書を使用者を通じて公安委員会に提出しなければならない。

- 4 緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者（審査に合格した者を除く。）が、運転免許証等に運転資格に係る事項の記載等を必要とする場合は、別記様式第7の10の申請書を使用者を通じて公安委員会に提出しなければならない。

(特定免許情報の記録等の場所)

**第18条の2** 法第95条の2第3項に規定する特定免許情報の記録は、次の各号に掲げる場所において行う。

(1) 北蒲原郡聖籠町

新潟県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）

(2) 長岡市上前島

運転免許センター長岡支所（以下「長岡支所」という。）

(3) 上越市西本町

運転免許センター上越支所（以下「上越支所」という。）

(4) 佐渡市吉岡

運転免許センター佐渡支所（以下「佐渡支所」という。）

(試験の場所等)

**第20条** 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は、運転免許センター、長岡支所、上越支所及び佐渡支所において行うほか、臨時に免許試験を行う必要があるときは、その都度、運転免許センター長が指定する場所において行う。

した者は、別記様式第7の10の申請書を使用者を通じて公安委員会に提出しなければならない。

- 4 緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者（審査に合格した者を除く。）が、運転免許証に運転資格に係る事項の記載を必要とする場合は、別記様式第7の10の申請書を使用者を通じて公安委員会に提出しなければならない。

(試験の場所等)

**第20条** 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。

(1) 北蒲原郡聖籠町

新潟県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）

(2) 長岡市上前島

運転免許センター長岡支所（以下「長岡支所」という。）

(3) 上越市西本町

運転免許センター上越支所（以下「上越支所」という。）

(4) 佐渡市吉岡

運転免許センター佐渡支所（以下「佐渡支所」という。）

(5) 前各号に定めるもののほか臨時に免許試験を行う必要があるときは、その都度、運転免許センター長が指定する場所

(更新申請場所等)

**第24条の2** 法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する運転免許証の更新申請を行う場所は、別表第3のとおりとする。

2 法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する免許情報記録の更新申請を行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

3 法第101条の2の2第1項に規定する住所地以外の公安委員会を経由して行う運転免許証等の更新申請を行う場所は、運転免許センターとする。

4 法第94条第1項に規定する運転免許証等の記載事項の変更届出を行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所、各警察署（佐渡警察署を除く。）、新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番とする。

5 (略)

6 免許情報記録個人番号カードを有する者が、前項の申請を行う場所は、前項の規定にかかわらず、第18条の2各号に掲げる場所とする。

7 取消し申請を運転免許証の更新申請と同時にを行う場合の申請場所は、第4項の規定にかかわらず、第1項に規定する場所とする。ただし、免許情報記録個人番号カードを有する者が取消し申請を運転免許証の更新申請と同時にを行う場合は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

(運転免許証等の更新申請における申請用写真の省略)

**第24条の3** 規則第29条第3項（規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の2各号に掲げる場所において法第101条第1項に規定する運転免許証等の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証等の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(取消し申請における申請用写真の省略)

**第24条の4** 規則第30条の7第4項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の2各号に掲げる場所、古町出張所又は警察署（佐渡警察署を除く。）において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(特定免許情報の記録の申請等における申請用写真の省略)

**第24条の5** 規則第21条の2第3項の規定及び規則

(更新申請場所等)

**第24条の2** 法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する運転免許証の更新申請（第5項において「更新申請」という。）を行う場所は、別表第3のとおりとする。

2 法第101条の2の2第1項に規定する住所地以外の公安委員会を経由して行う運転免許証の更新申請を行う場所は、運転免許センターとする。

3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、各警察署（佐渡警察署を除く。）、新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番とする。

4 (略)

5 取消し申請を更新申請と同時にを行う場合の申請場所は、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する場所とする。

(運転免許証の更新申請における申請用写真の省略)

**第24条の3** 規則第29条第3項（第29条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(取消し申請における申請用写真の省略)

**第24条の4** 規則第30条の9第3項の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、古町出張所又は警察署（佐渡警察署を除く。）において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第21条の9第3項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の2各号に掲げる場所において、特定免許情報の記録申請を行う場合及び免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る運転免許証の交付申請を行う場合とする。ただし、第24条の3各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(運転経歴証明書の交付等の申請手続)

**第24条の6** 法第105条の2第1項の規定により運転経歴証明書の交付を申請しようとする者は第24条の2第5項に規定する場所に、法第105条の2第3項の規定により運転経歴情報の記録を申請しようとする者又は運転経歴証明書の交付及び運転経歴情報の記録の双方を申請しようとする者は第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴証明書交付等申請書(別記様式第12の2)を提出しなければならない。

2 規則第30条の8第2項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の2各号に掲げる場所において取消し申請と日を同じくして運転経歴証明書の交付を申請する場合とする。

3 規則第30条の10第1項の規定により運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者は、運転経歴証明書記載事項変更等届(別記様式第12の3)を第24条の2第5項に規定する場所に提出しなければならない。

4 規則第30条の11第1項の規定により運転経歴証明書の再交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書再交付申請書(別記様式第12の4)を第24条の2第5項に規定する場所に提出しなければならない。ただし、運転経歴情報記録個人番号カード(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)に、法第105条の2第4項の規定により申請者の運転経歴情報が記録されているものをいう。以下同じ。)を所持している者又は所持していた者が再交付申請を行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

5 規則第30条の12の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、運転経歴証明書返納届(別記様式第12の5)に運転経歴証明書を添えて、第24条の2第5項に規定する場所に提出しなければならない。ただし、運転経歴情報記録個人番号カードを所持している者又は所持していた者が運転経歴証明書の返納を行う場所は、第18条の2各号に掲げる場所とする。

(運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する

(運転経歴証明書)

**第24条の5** 法第104条の4第5項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定により運転経歴証明書の交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書交付申請書(別記様式第12の2)を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。

2 規則第30条の10第2項の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所又は佐渡支所において取消し申請と日を同じくして運転経歴証明書の交付を申請する場合とする。

3 規則第30条の12第1項の規定により運転経歴証明書の記載事項の変更の届出をしようとする者は、運転経歴証明書記載事項変更届出書(別記様式第12の3)を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。

4 規則第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書再交付申請書(別記様式第12の4)を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。

5 規則第30条の14の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、運転経歴証明書返納届(別記様式第12の5)に運転経歴証明書を添えて、第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。

者の住所等の変更の届出)

**第24条の7** 規則第30条の15第2項の規定により運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者で、運転経歴情報の記録の変更を届け出ようとするものは、第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴証明書記載事項変更等届出書（別記様式第12の3）を提出しなければならない。

(運転経歴情報の抹消)

**第24条の8** 規則第30条の16第1項の規定により運転経歴証明情報の抹消の届出をしようとする者は、第18条の2各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届（別記様式第12の6）を提出しなければならない。

(運転免許証の返納)

**第25条** 法第106条の3第1項の規定により運転免許証を返納しようとする者は、第24条の2第5項に規定する場所に、別記様式第13の返納届に運転免許証を添えて提出しなければならない。

(免許情報記録の抹消)

**第25条の2** 法第106条の4第1項の規定により免許情報記録を抹消しようとする者は、第18条の2各号に掲げる場所に、免許情報記録個人番号カードを提示するとともに別記様式第13の2の抹消届を提出しなければならない。

別記様式第7（第12条の2関係）

(略)
安全運転管理者に関する届出書
(略)
(略)

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの写し（免許情報記録個人番号カードの場合は表面のみ。）と運転記録証明書（証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの）を添付してください。

別記様式第7の2（第12条の2関係）

(略)
副安全運転管理者に関する届出書
(略)
(略)

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの写し（免許情報記録個人番号カードの場合

(運転免許証の返納)

**第25条** 法第107条第1項の規定により運転免許証を返納しようとする者は、別記様式第13の返納届に運転免許証を添えて提出しなければならない。

別記様式第7（第12条の2関係）

(略)
安全運転管理者に関する届出書
(略)
(略)

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証の写しと運転記録証明書（証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの）を添付してください。

別記様式第7の2（第12条の2関係）

(略)
副安全運転管理者に関する届出書
(略)
(略)

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証の写しと運転記録証明書（証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のも

は表面のみ。)と運転記録証明書(証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの)を添付してください。

別記様式第11

(略)	
運転免許試験合格決定取消通知書	
(略)	
(略)	
免許証の番号	
免許情報記録の番号	
(略)	
(略)	

の)を添付してください。

別記様式第11

(略)	
運転免許試験合格決定取消通知書	
(略)	
(略)	
免許証の番号	
(略)	
(略)	

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第7の9、別記様式第7の10、別記様式第12の2、別記様式第12の3、別記様式第12の4及び別記様式第12の5を次のように改める。

別記様式第7の9（第15条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年    月    日                 </div>															
新潟県公安委員会    殿															
氏名・生年月日										年    月    日生					
住所															
審査に係る緊急自動車の種類															
大型    中型    準中型    普通    大自二    普自二    小型二輪															
現 に 受 け て い る 免 許	免許証	交付公安委員会		公安委員会交付											
		交付年月日		年    月    日	有効期限		年    月    日								
		免許証の番号													
	免許情報	記録公安委員会		公安委員会記録等											
		記録年月日		年    月    日	有効期限		年    月    日								
		免許情報記録の番号													
	第一種免許	二・小・原		年    月    日											
		その他		年    月    日											
	第二種免許		年    月    日												
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件															
緊急自動車の使用者		所在地													
		職名													
		氏名													

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7の10（第15条関係）

緊急自動車運転資格記載申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div>															
新潟県公安委員会      殿															
氏名・生年月日										年      月      日生					
記載申請の理由					1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証が再交付されたため 3 免許情報記録個人番号カードが更新・再交付されたため 4 その他										
審査合格年月日					年      月      日										
審査公安委員会					公安委員会										
緊急自動車の種類					大型      中型      準中型      普通      大自二      普自二      小型二輪										
現 に 受 け て い る 免 許	免許証	交付公安委員会			公安委員会交付										
		交付年月日			年      月      日			有効期限		年      月      日					
		免許証番号													
	免許情報	記録公安委員会			公安委員会記録等										
		記録年月日			年      月      日			有効期限		年      月      日					
		免許情報記録の番号													
免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二
緊急自動車の使用者					所在地										
					職名										
					氏名										

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証が再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



受付場所

運転経歴証明書記載事項変更等届

新潟県公安委員会 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

【現に受けているもの】									
免許番号/ 経歴番号		有効	年 月 日	交付	年 月 日				
記録番号/ 経歴記録番号		有効	年 月 日	記録等	年 月 日				
フリガナ									
氏名									
旧姓/ 通称名				生年月日	年 月 日	性別			
住所									
区分	二・小・原	他	二種	種					
				類					

変更内容
・氏名 ・旧姓 ・通称名 ・住所 ・性別 ・生年月日
確認書類
・マイナンバーカード ・住民票 (コピー添付 原本は に添付) ・公共料金 ・郵便物 ・保険証 ( 国保 ・ その他 ) ・その他 [ ]

フリガナ	
届出者氏名	

連絡先電話番号 ( 本人 ・ 届出者 )

変更がある場合は、太枠内を記入してください。

変更部分のみ記入	フリガナ				旧姓併記の希望 有・無	新 生 年 月 日	年 月 日
	新氏名						
	新住所	[ 〒 - ]				新性別	男 ・ 女

(この線から下には記入しないこと。)

備考

受付印

別記様式第12の4 (第24条の6関係)

**運転経歴証明書再交付申請書**

(運転経歴証明書 亡失・滅失 てん末書  
兼 運転経歴証明書記載事項変更等届)

受付場所

新潟県公安委員会 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

申請用 写真
-----------

【現に受けているもの】									
免許番号/ 経歴番号	有効	年 月 日	交付	年 月 日					
記録番号/ 経歴記録番号	有効	年 月 日	記録等	年 月 日					
フリガナ									
氏名									
旧姓/ 通称名				生年月日	年 月 日	性別			
住所									
区分	二・小・原	他	二種	種					
				類					

マイナンバーカード  
に運転経歴情報を  
記録することを希望  
する方は、該当する  
項目に○印を付け  
てください。

再交付理由	再交付申請するもの	運転経歴証明書
電話番号	運転経歴証明書の返納	有 ・ 無
	運転経歴証明書の返納	有 ・ 無
	マイナンバーカードに記録された運転経歴情報の抹消	有 ・ 無

有効期間確認結果
有効 ・ 期限切れ (手続不可)
マイナンバーカードを紛失・再交付したことが
有 ・ 無
有 の場合のみ
今回記録するカードは最新のマイナンバーカード
はい ・ いいえ

変更がある場合は、太枠内を記入してください。

変更部分のみ記入	フリガナ					旧姓併記の希望 有・無	変更内容	・氏名	・旧姓	・通称名
	新氏名							・住所	・性別	・生年月日
	新生年月日	年 月 日	新性別	男 ・ 女	確認書類	・住民票	・マイナンバーカード	・郵便物		
	新住所	[〒 - ]				・保険証 (国保・その他)	・公共料金	・その他 [ ]		

運転経歴証明書 亡失・滅失 てん末書		紛失等したもの	運転経歴証明書	運転経歴情報が記録されたマイナンバーカード
1 いつごろ	2 どこで			
3 なくした状況				
私は、不正に運転経歴証明書の再交付を受けた場合は処罰されることや、再交付を受けた後に亡失した運転経歴証明書を発見した場合はこれを返納する必要があることを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。				
氏名				
取扱者	所属	階級	氏名	Ⓜ

(この線から下には記入しないこと。)

本人確認書類	備考

受付印
-----

受付場所

運転経歴証明書返納届

新潟県公安委員会 殿

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

【現に受けているもの】											
免許番号/ 経歴番号		有効	年	月	日	交付	年	月	日		
記録番号/ 経歴記録番号		有効	年	月	日	記録等	年	月	日		
フリガナ											
氏名											
旧姓/ 通称名					生年月日	年	月	日	性別		
住所											
区分	二・小・原	他	二種	種							
				類							

運転経歴証明書の 記載事項変更	電話番号
有 ・ 無	

返納理由

（この線から下には記入しないこと。）

備考

受付印

**第3条** 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。  
別記様式第12の5の次に次の1様式を加える。

受付場所

運転経歴情報抹消届

新潟県公安委員会 殿

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

【現に受けているもの】											
免許番号/ 経歴番号		有効	年	月	日	交付	年	月	日		
記録番号/ 経歴記録番号		有効	年	月	日	記録等	年	月	日		
フリガナ											
氏名											
旧姓/ 通称名			生年月日	年	月	日	性別				
住所											
区分	二・小・原	他	二種	種							
				類							

お持ちのマイナンバーカードを確認し、該当する項目に○印を付けてください。

マイナンバーカードの有効期間確認結果
有効 ・ 期限切れ (抹消は可)
マイナンバーカードを紛失・再交付したことが
有 ・ 無

有の場合のみ

今回抹消するカードは最新のマイナンバーカード
はい ・ いいえ

いいえの場合のみ

マイナンバーカードに記録された運転経歴情報の記載事項変更	電話番号
有 ・ 無	

今回の抹消理由は紛失等していたものを発見したため
はい ・ いいえ

抹消理由

(この線から下には記入しないこと。)

備考

受付印

**第4条** 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。  
別記様式第13の次に次の1様式を加える。

別記様式第13の2

<p>運転情報記録抹消届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>新潟県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名</p>				
抹 消 免 許 情 報 記 録	免許の種類	免許情報 記録の番号	記録(書換) 年 月 日	記録した 公安委員会名
抹 消 理 由	<p>1 免許が取り消されたため</p> <p>2 免許が失効したため</p> <p>3 特定免許情報の記録を受けた後において亡失した免許情報記録個人番号カードを発見又は回復したため (該当理由欄の番号を○で囲む)</p>			

(細則第25条の2)

(新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟県公安委員会規則11号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(申請書等の提出) 第2条 (略) 2 施行規則第5条第2項第1号ロ及び第2号ロに規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。 (1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、 <u>運転免許証又は免許情報記録個人番号カード</u> の写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の運転記録証明書 (2) (略) 3 (略)	(申請書等の提出) 第2条 (略) 2 施行規則第5条第2項第1号ロ及び第2号ロに規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。 (1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、 <u>運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の運転記録証明書</u> (2) (略) 3 (略)

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。